

一般社団法人 ナノ理工学人材育成産学コンソーシアム定款

第1章 総 則

第1条(名称)

当法人は、一般社団法人大阪大学ナノ理工学人材育成産学コンソーシアムと称し、英文では、Osaka University Academia-Industry Liaison Consortium for Human Resource Development on Nano Science and Engineering (ALICE-ONE)と表示する。

第2条(目的)

ナノサイエンス・ナノテクノロジーが創出する幅広い学際領域の人材養成と研究開発のシナジー効果により、これからの日本のものづくり産業の様々なジャンルで、社会と調和した未来創造型の新領域の開拓・応用を基礎から促すことが求められている。当法人は、国立大学法人大阪大学(以下、「大学」という)の教育研究者と当法人の目的に賛同する企業等の会員とが、ナノサイエンス・ナノテクノロジーのキーワードの下に、自主性と競争性を尊重しつつ、協調・連携体制を整備するとともに、人材、施設、資金等の研究開発資源の重点的かつ効率的な投入を図ることにより、産学が一体となって日本の最先端科学技術を支える高度人材の養成と活躍の場の確保を全国の先頭に立って強力に推し進め、もってナノサイエンス、ナノテクノロジーが創出する学術及び科学技術の振興と、ものづくり産業を主体とする科学技術立国日本の産業界の持続的な発展と国民生活の安定・向上に寄与することを目的とする。

第3条(目的事業)

1. 当法人は、ナノサイエンス・ナノテクノロジーが創出する学術及び科学技術の振興を目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。
 - (1) ナノサイエンス・ナノテクノロジーの幅広い学際領域における企業の開発研究者及び大学院生に対する人材育成活動への物的・人的支援
 - (2) ナノサイエンス・ナノテクノロジーが関与する日本のものづくり産業の様々なジャンルにおける人材育成手法、内容の検討と大学への答申、社会への普及活動
 - (3) 産学相互連携によるナノサイエンス・ナノテクノロジーの人材確保のための国家戦略に関する政府および社会への進言
 - (4) ナノサイエンス・ナノテクノロジーに係わる各種研究会、研修会、講習会、実習の企画・立案・開催
 - (5) ナノサイエンス・ナノテクノロジーに係わる各種情報の体系的収集と提供
 - (6) ナノサイエンス・ナノテクノロジーに関する会員と大学の教育研究者との間の情報交換・技術開発相談の支援
 - (7) ナノサイエンス・ナノテクノロジーに係わる社会受容、ナノ標準化に関する研究と普及活動の促進
 - (8) ナノサイエンス・ナノテクノロジーに係わる受託研究開発の実施と共同研究開発の支援
 - (9) 研究成果の移転支援及び知的財産権管理等の支援
 - (10) 人材養成に資する実習教育研究訓練施設、試験研究施設の運用支援
 - (11) 幅広い分野からの研究開発投資の促進、各種競争的研究開発資金の導入支援
 - (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業については、日本国及び諸外国において行なうものとする。

第4条(知的財産権等)

前条各号の事業によって生ずる可能性がある知的財産権等の帰属については、当事者間であらかじめ書面をもって明確にするものとする。

第5条(主たる事務所の所在地)

1. 当法人は、主たる事務所を大阪府豊中市待兼山町1番3号(大阪大学豊中キャンパス基礎工学研究科内)に置く。
2. 当法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第6条(公告方法)

当法人の公告は、当法人の主たる事務所に設置する掲示板に掲示する方法により行う。

第7条(会員)

1. 第2条に定める当法人の目的に賛同し、当法人の事業に協力しようとする者は、理事会においてその可否を決定の上、本法人の会員となることができる。
2. 当法人の会員は、企業会員、個人会員、学会会員、特別会員の4種とする。
3. 当法人への入会手続、入会金、会費に関する事項は、社員総会で定める会員規則によるものとする。

第2章 社 員

第8条(社員の資格)

会員のうち、当法人の運営に関与することを希望する者は、理事会においてその可否を決定の上、当法人の社員となることができる。

第9条(入社)

1. 当法人に入社しようとする会員は、当法人所定の入会申込書により、代表理事に申し込まなければならない。
2. 会員から入社を求める旨の前第1項の申し込みがあった場合、理事会において、その可否を決定し、その可否を通知するものとする。
3. 社員が法人の場合は、法人の代表者として当法人に対してその権利を行使する者(1名に限る。以下、「指定代表者」という。)を定め、代表理事に届け出なければならない。
4. 指定代表者を変更した場合は、すみやかに所定の変更届を代表理事に提出しなければならない。

第10条(社員の資格の喪失)

社員は、法令に定める事由のほか、次に掲げる事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 失踪宣告を受けたとき。
- (4) 継続して6ヶ月以上会費を滞納したとき。

第11条(退社)

1. 社員は、所定の退会届を代表理事に提出して、任意に退社することができる。ただし、1ヶ月以上前にその旨を書面にて代表理事に届けなければならない。
2. 退社しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

第12条(除名)

社員が次の各号の一に該当するに至った場合は、社員総会の決議により、これを除名することができる。この場合においては、当該社員に対し当該総会の日から1週間前までにその旨を通知するとともに、当該総会における決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則、規定又は総会の議決に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の正当な事由があるとき。

第13条(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

1. 社員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を喪失し、義務を免除される。但し、未履行の義務はこれを免れることができない。
2. 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 社員総会

第14条(種別)

当法人の総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の二種とする。

第15条(構成)

社員総会は、当法人の社員をもって構成する。

第16条(社員総会の権限)

社員総会は、法令及び定款で別に定めるもののほか、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併、事業の全部又は一部の譲渡並びに事業の廃止
- (4) 事業計画及び収支予算の決定
- (5) 事業報告及び収支決算の承認
- (6) 役員その他の選任及び解任
- (7) 社員の除名
- (8) 前各号に定めるもののほか、この定款に定める事項、法律に規定する事項及び理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

第17条(招集時期)

1. 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集する。
2. 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員から社員総会の目的である事項及び召集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

第18条(招集権者)

1. 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。
2. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項等を記載した書面をもって、社員総会の日の1週間前までに、社員に対して通知を発しなければならない。

第19条(社員総会の議長)

1. 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。
2. 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長となる。

第20条(社員総会の決議)

社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

第21条(議決権の数)

社員は、各1個の議決権を有する。

第22条(議決権の代理行使、書面による議決権の行使)

1. 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、社員総会ごとに代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。
2. 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時まで当該記載をした議決権行使書面を当法人に提出して行う。

第23条(報告の省略)

理事が、社員の全員に対して、社員総会に報告すべき事項を通知し、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合には、理事はその事項を社員総会に報告することを要しない。

第24条(会員への公示)

社員総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に公示する。

第25条(議事録)

社員総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第4章 理事及び理事会

第26条(理事の員数)

当法人の理事は、2名以上15名以下とする。

第27条(理事の親族制限)

1. 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事、その配偶者及び三親等以内の親族、並びに当該理事と特別の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
2. 前項の特別の関係がある者とは、次に掲げる者とする。
 - (1) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - (2) 当該理事の使用人又は他の同一の団体の理事
 - (3) 前2号に掲げる以外の者であつて、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者。
 - (4) 前2号に掲げる者の配偶者
 - (5) 第1号から第3号までに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

第28条(理事の権限)

1. 代表理事は、当法人を代表し、その業務を総理する。
2. 代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事がその職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、定款及び社員総会の決議に基づき、当法人の業務を執行する。

第29条(理事の任期)

1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。
2. 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
3. 理事は、再任されることができる。
4. 理事は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
5. 理事の所属する法人が指定代表者を変更した場合、変更後の指定代表者が前任者の任務を引き継ぐものとし、その任期は前任者の任期の残存期間と同一とする。

第30条(理事会の設置)

当法人は、理事会を置く。

第31条(構成)

1. 理事会は、すべての理事をもって構成する。
2. 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第32条(代表理事)

理事会は、その決議により理事の中から代表理事1名を定める。

第33条(理事会の招集権者及び議長)

1. 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集し議長となる。
2. 代表理事に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により他の理事が理事会を招集し、議長

となる。

第34条(理事会の権限)

1. 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 社員総会に付議すべき事項
 - (2) 社員総会の決議した事項の執行に関する事項
 - (3) その他社員総会の決議を要しない当法人の執行に関する事項
2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な職務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受
 - (2) 多額の借財
 - (3) 従たる事務所の設置等の重要な組織の設置、変更及び廃止

第35条(種類及び開催)

1. 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の二種とする。
2. 定時理事会は、3ヶ月に1回以上開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、代表理事に招集の請求があったとき。
 - (3) 監事から招集の請求があったとき。

第36条(理事会の決議)

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第37条(決議の省略)

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

第38条(報告の省略)

理事若しくは監事が、理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合、その事項を総会に報告することを要しない。

第39条(議事録)

理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。ただし、理事会に代表理事が出席した場合には、当該代表理事及び監事の署名又は記名押印があれば足りる。

第40条(理事の報酬及び退職慰労金)

理事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議によって定める。

第5章 監 事

第41条(監事の設置)

当法人は、監事を置く。

第42条(監事の員数)

当法人の監事は、2名以内とする。

第43条(監事の権限)

監事は、次に掲げる職務を行うほか、総会又は理事会に出席し意見を述べることができる。

- (1) 財産及び会計を監査すること
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること
- (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会を招集すること

第44条(監事の任期)

1. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。
2. 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

第45条(監事の報酬及び退職慰労金)

監事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議によって定める。

第6章 計 算

第46条(事業年度)

当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

第47条(剰余金の分配の禁止)

当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第7章 財産及び会計

第48条(財産の構成)

当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生ずる収入
- (6) その他の収入

第49条(財産の管理)

当法人の財産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第50条(費用の支弁)

当法人の経費は、財産をもって支弁する。

第51条(事業計画及び予算)

当法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、代表理事が作成し、社員総会の決議を経なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

第52条(暫定予算)

1. 新事業年度の予算が社員総会の決議を経るまでの間、代表理事は、理事会の決議を経て、前事業年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。
2. 前項の収入及び支出は、新たに社員総会の決議を経た予算の収入及び支出とみなす。

第53条(事業報告及び決算)

当法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、代表理事が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、社員総会の決議を経なければならない。

第54条(長期借入金)

当法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において社員総数の3分の2以上の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散等

第55条(定款の変更)

この定款は、社員総会において、社員総数の4分の3以上の議決を得なければ変更することができない。

第56条(解散)

1. 当法人は、法律148条及び149条の規定に基づき解散する。
2. 当法人が解散する際に有する残余財産は、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決をもって、国立大学法人大阪大学に寄付することができる。

第9章 補 則

第57条(事務局)

1. 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には、所要の職員を置く。
3. 事務局職員は、代表理事が任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て代表理事が別に定める。

第58条(備付け帳簿及び書類)

当法人は、前条の事務所に、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第59条(実施細則)

この規約に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、代表理事が別に定める。

第10章 附 則

第60条(法令の準拠)

この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにその他の法令に従う。

以 上

平成20年12月26日 作成

平成20年12月26日 定款認証

平成22年 6月22日 改訂